

中古バイクの広告に

車台番号(下3桁) XXX

「車台番号」の表示が必要になります

2020年1月より、改正ルールが施行されます

中古バイクの「おとり広告」の未然防止を図るため、広告に「車台番号」(下3桁以上)を表示することを定めた二輪車の改正表示ルール(公正競争規約・同施行規則)が総会で承認され、2019年11月14日に消費者庁及び公正取引委員会より認定・承認を受けました。

つきましては、会員の皆様方におかれましても、今回の規約改正の趣旨をご理解いただきまして、対応の準備をお願いいたします。

なお、規約改正につきましては、2020年1月より施行(改正ルールのスタート)されます。

中古車

車台番号の表示規定の新設

改正内容のポイント

広告等において、実際に販売することのできない中古バイクを掲載して顧客を不当に誘引するおとり広告を未然防止するため、広告掲載車両の車台番号を表示するものです。
なお、車台番号の表示により走行距離数の不当表示未然防止にも効果が期待できます。

改正ルールでは、WEBや情報誌の広告に中古バイクを掲載する際には、その車両の
車台番号の下3桁以上を表示する旨の規定を追加します。

広告掲載のイメージ

A メーカー バイク A



現金販売価格: **12.99** 万円(税込)
保証

現金支払総額: **16.34** 万円(税込)

年式	2015	保険	保無し
走行距離	5,511km	排気量	50cc

車台番号(下3桁) **123**

年式	2015	保険	保無し	色	レッド	製造国	日本
走行距離	5,511km	排気量	50cc	修復歴	無	タイプ	原付スクーター

○ 情報誌に広告を掲載する場合

- ・ 情報誌は広告に掲載した中古バイクの車両情報に車台番号(下3桁以上)を掲載します

○ 自社のホームページ等に車両情報を掲載する場合

- ・ 販売店は自社のホームページ等に掲載する中古バイクの車両情報に車台番号(下3桁以上)を掲載します

広告(情報誌)における 中古バイクの車台番号の掲載について

今回のルール改正に際しましては、二輪情報誌各社に広告における車台番号の掲載について協力の要請を行い、各社においてご対応いただけることとなりました。

つきましては、情報誌各社より会員の皆様に広告への車台番号の表示につきましてご連絡がございました際には、適正表示に向けて二輪業界全体で取り組んでおりますことをご理解頂きまして、会員の皆さまにおかれましても、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、改正ルールの施行日は 2020 年 1 月 1 日を予定しておりますが、二輪情報誌各社におかれましては、前倒しで車台番号の掲載を始められるところもありますので、早めのご対応をお願いいたします。

ルール改正 の目的

車台番号(下3桁)の
表示ルール化により

◆広告に掲載した車両が実在することの裏付け
⇒**おとり広告の未然防止**

◆車台番号の下3桁表示によるバイク個別情報の表示
⇒当協議会の調査等において、
車両の特定が容易になること等により、
走行距離の不当表示を未然防止



情報誌をはじめ、同Webサイト、自社ホームページなどの全ての広告物において、中古バイクの销售价格を表示する際に車台番号(下3桁以上)の表示が必要となります。
※プライスカードへの表示は必須ではありません

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会

二輪車業務部 まで TEL 03-5511-2113 MAIL nirin-info@aftc.or.jp